

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 勤務時間等条例第七条第三項の規定に基づき正規の勤務時間を超えて勤務すること
を命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間等条例第三条第一項、第四
条及び第五条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事委員会規則で定めるもの
を除く。)の時間及び勤務時間等条例第五条の規定により割振り変更前の正規の勤務
時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした
勤務(前項に規定する人事委員会規則で定める時間の勤務を除く。)の時間の合計が
一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に
対して、第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の
規定にかかわらず、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、勤務一時間につき、勤務一
時間当たりの給与額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として
支給する。

一 正規の勤務時間を超えてした勤務 百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日
の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)

二 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 百分の五十

5 勤務時間等条例第七条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合
において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する
六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた
時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、勤務一時間当
たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて
得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

一 正規の勤務時間を超えてした勤務 百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日
の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から第一項に規定する人事委

員会規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合

二 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 百分の五十から第三項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合

6 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第十六条第二項中「前条第四項」を「前条第七項」に改める。

第十七条中「第十五条第四項」を「第十五条第七項」に改める。

第十九条中「第十二条」を「第七条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間並びに勤務時間等条例第十二条」に、「第十五条第四項」を「第十五条第七項」に改める。

第十九条の二第一項中「第三項まで」を「第六項まで」に改める。

附則第七項中「第十五条第四項」を「第十五条第七項」に改める。

（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正）

第二条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第七条の二 任命権者は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号）第十五条第四項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日（第十条第一項において「勤務日等」といい、同項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第八条の二第二項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第七条第三項に規定する勤務をさせてはならない。

第十条第一項中「第三条第二項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に改め、「勤務日等（」の下に「第七条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び」を加える。

第十四条第五項中「（昭和二十六年広島県条例第二十二号）」を削り、「第十五条第四項」を「第十五条第七項」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第三条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号を次のように改める。

五 その他人事委員会規則で定める職員

第二条第六号を削る。

第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間）

第二条の二 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める期間は、人事委員会規則で定める期間とする。

第三条第一号中「第五条第二号」を「第五条第一号」に改める。

第五条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条に次の一号を加える。

二 その他人事委員会規則で定める事由に該当することとなったこと。

第七条第五号を次のように改める。

五 その他人事委員会規則で定める職員

第七条第六号を削る。

第八条第一号中「第十一条第二号」を「第十一条第一号」に改め、同条第四号中「第十一条第三号」を「第十一条第二号」に改める。

第十一条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条に次の一号を加える。

三 その他人事委員会規則で定める事由に該当することとなったこと。

第十三条第三号を次のように改める。

三 その他人事委員会規則で定める職員
第十三条第四号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条中職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第八条の二の改正規定及び第三条の規定は、平成二十二年六月三十日から施行する。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

2 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和四十一年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第九条」を「第七条の二、第九条」に、「休日及び」を「時間外勤務代休時間、休日及び」に改める。

(県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

3 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年広島県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第三項まで」を「第六項まで」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「第六条第二項」の下に、「第七条の二」を加える。